

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 30 日 (火) 第 656 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 訓 令

○鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第11号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号) の一部を
次のように改正する。

第 1 条 中 「第 18 条」 の 次 に 「及 び 第 18 条 の 2」 を 加 え る。

第 6 条 の 2 第 2 項 中 「, 始 業 の 時 刻 か ら 連 続 し , 又 は 終 業 の 時 刻 ま で 連 続 し た」 を 削 る。

第 6 条 の 3 第 2 項 中 「介 護 時 間 は , 1 日 を 通 じ , 始 業 の 時 刻 か ら 連 続 し , 又 は 終 業 の 時 刻 ま
で 連 続 し た 2 時 間 (」 を 削 り , 「第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ る」 の 次 に 「同 条 第 2 項 第 1 号 に 掲
げ る 範 囲 内 で 請 求 す る」 を , 「あ る 日」 の 次 に 「の 介 護 時 間」 を 加 え , 「, 当 該」 を 「, 1 日
に つ き」 に , 「時 間」 を 「時 間」 に 改 め る。

第 15 条 を 第 16 条 と し , 第 14 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(3 歳 に 満 た な い 子 を 養 育 す る 学 校 職 員 に 対 す る 意 向 確 認 等 の 措 置 を 講 ず る 期 間)

第 15 条 勤 務 条 例 第 18 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り 教 育 委 員 会 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 期
間 は , 同 項 の 規 定 に よ る 対 象 学 校 職 員 の 子 が 1 歳 11 か 月 に 達 す る 日 の 翌 々 日 か ら 2 歳 11 か 月
に 達 す る 日 の 翌 日 ま で の 1 年 間 と す る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 7 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

教 育 委 員 会 訓 令

鹿児島県教育委員会訓令第2号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇
等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条の 5 第 1 項を次のように改める。

職員は、育児休業法第19条第 2 項の規定により、部分休業の申出をしようとするときは、部分休業簿を教育長に提出しなければならない。

第13条の 5 第 5 項中「部分休業承認失効等届」を「部分休業失効等届」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 1 項から第 3 項まで及び前項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「部分休業を」を「育児休業条例第29条第 1 項に規定する第 1 号部分休業を」に、「部分休業処理簿」を「第 1 号部分休業処理簿」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 職員は、育児休業法第19条第 3 項の規定により、部分休業の申出の内容の変更をしようとするときは、部分休業簿を教育長に提出しなければならない。

3 職員は、育児休業法第19条第 4 項の規定により、部分休業の請求をしようとするときは、部分休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。

第22条第 1 項第 1 号中「部分休業処理簿」を「部分休業簿、部分休業承認請求書、第 1 号部分休業処理簿」に改め、同項第 2 号中「部分休業一部取消報告書」を「第 1 号部分休業一部取消報告書」に改め、同条第 2 項中「第13条の 5 第 4 項」を「第13条の 5 第 6 項」に、「同条第 3 項の規定」を「同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定」に改める。

（鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 3 項第 6 号中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「前項第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 前項第 5 号に掲げる特別休暇 30分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は前項に掲げる特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この号において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1 日につき 2 時間（前項第 5 号に規定する減じた時間が 2 時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該部分休業又は前項に掲げる特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間）

第24条第 5 項中「、第13号及び第14号」を「から第14号まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。